

森林環境譲与税を活用した取組



森林（もり）づくり交付金事業

目的

健全な森林を積極的に造成し、森林の多面的機能の持続的な発揮を図るため、人工造林や下刈り等の取組を支援する。

【事業内容等】※森林環境譲与税の対象事業は、下刈り（3年生以下）・試験地造成・鳥獣害防止ネット維持管理となります。

事業区分	補助の内容等	補助額
・森林作業道	高知県造林事業での採択を受けた箇所とする。	国及び県からの補助額を差し引いた額の2/3以内
・人工造林（再造林）		国及び県からの補助率が90%の場合、県単価の10%以内 それ以外の場合、県単価の22%以内
・付帯施設等整備		
・下刈り		3年生以下は県単価の32%以内 4年生・5年生は県単価の10%以内
・枝打ち		県単価の10%以内
・試験地造成	創造的かつ先進的な取り組みを行う。 試験概要の表示看板を設置する。	施業に要する経費の100%以内 消費税相当額は補助対象外
・鳥獣害防止ネット維持管理	高知県造林事業で採択を受け設置し、設置から5年以内のもの 年1回以上巡視し、記録する。	15円/m

【事業実績】

事業区分		事業量	補助額
下刈り	3年生以下	92.11ha	4,148千円
鳥獣害防止ネット維持管理		16,811m	252千円
合計			4,400千円

倒木による鳥獣害防止ネット損傷



倒木の処理及びネットの張り直し

